

News Release

平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 極 東 証 券 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 菊 池 一 広
コ ー ド 番 号 8 7 0 6 (東 証 第 1 部)
本 店 所 在 地 東 京 都 中 央 区 日 本 橋 茅 場 町 1-4-7
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 企 画 管 理 本 部 長
宮 内 誠 治 (TEL 03-3666-5130)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 69 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会 (招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役にその任にあたる。 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役にその任にあたる。	第 3 章 株 主 総 会 (招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、 <u>取締役会</u> においてあらかじめ定めた取締役にこれを招集し、議長となる。 2 <u>当該取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役にその任にあたる。 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会</u> においてあらかじめ定めた取締役にこれを招集し、議長となる。 2 <u>当該取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役にその任にあたる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 27 日

以 上